

川崎市国民健康保険保健施設事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市国民健康保険条例第9条に規定する保健事業の一環として市が実施する保健施設事業について必要な事項を定め、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(事業の期間)

第2条 事業の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(対象施設)

第3条 保健施設事業の対象は、次の各号に掲げる施設（以下「施設」という。）とする。

(1) 次に掲げる温水プール

- ア 川崎市民プラザ条例別表の3個人利用料の表に規定する温水プール
- イ 川崎市入江崎余熱利用プール条例第1条に規定するプール
- ウ 川崎市余熱利用市民施設条例別表の1施設利用料（2）個人利用料の表に規定する温水プール
- エ 川崎市スポーツセンター条例別表の3個人利用料の表に規定する温水プール（川崎市多摩スポーツセンターに設置されているものに限る。）

(2) 次に掲げるトレーニングルーム

- ア 川崎市民プラザ条例別表の3個人利用料の表に規定するトレーニング室
- イ 川崎市余熱利用市民施設条例別表の1施設利用料（2）個人利用料の表に規定するトレーニングルーム
- ウ 公益社団法人川崎市医師会が運営するかわさき健康づくりセンターのうちトレーニングルーム
- エ 川崎市とどろきアリーナ条例別表の4個人利用料の表に規定するトレ

ーニング室

オ 川崎市スポーツセンター条例別表の3個人利用料の表に規定するトレーニング室。（川崎市幸スポーツセンター、川崎市宮前スポーツセンター及び川崎市多摩スポーツセンターに設置されているものに限る。）

（対象者）

第4条 保健施設事業の対象者は、市国民健康保険の被保険者である者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

（1）中学生（中学生とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。）

以下の者

（2）利用しようとする施設が定める条件を満たさない者

（3）市国民健康保険料の未納のある世帯に属している者

（施設の利用時間及び休館日）

第5条 施設の利用時間及び休館日に準じる。

（利用方法及び利用料金）

第6条 対象者は、施設を利用する場合、当該施設の管理者に利用許可を受けなければならない。

2 施設の利用に係る料金（個人利用に係る料金（1人当たりの最少利用単位の時間に係る料金）に限る。）は、市が交付する無料利用券（以下「利用券」という。）を利用しようとする施設へ提出することにより無料とすることができる。

3 施設の利用に係る料金のうち、利用しようとする施設が定める超過料金（1人当たりの最少利用単位の時間を超過した際に発生した料金）については、対象者の自己負担とし、利用券は使用できないものとする。

4 対象者は、施設が定める利用基準等を遵守しなければならない。

5 対象者は、利用券に市国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の番号、氏名、住所、満年齢を明記しなければならない。

（利用券の交付場所）

第7条 利用券は、対象者の住民登録されている区役所保険年金課又は支所区民センター（以下「交付場所」という。）において交付する。ただし、対象者は、交付場所以外の区役所保険年金課又は支所区民センターで利用券の交付を希望する場合、予め交付を希望する区役所保険年金課長又は支所区民センター所長の了承を得ることにより交付を受けることができる。

（利用券の交付及び交付限度枚数）

第8条 利用券は、当該年度の4月から9月までの分（以下「上半期分」という。）及び当該年度の10月から翌年3月までの分（以下「下半期分」という。）に分割して交付する。上半期分及び下半期分の交付開始日は、事前に広報媒体等により対象者に周知するものとする。

2 利用券の交付期間は、上半期分を当該分の交付開始日から9月30日まで、下半期分を当該分の交付開始日から翌年の3月31日までとする（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。）。

3 対象者は、交付場所において、上半期分及び下半期分の交付期間中に被保険者証を提示することにより、それぞれの期間において対象者一人当たり8枚まで利用券の交付を受けることができる。ただし、対象者の属する世帯において20枚を限度とする。

4 利用券は再交付しないものとする。ただし、き損した利用券を交付場所に提出した場合に限り、再交付することができる。

5 各区役所保険年金課長及び支所区民センター所長は、利用券を交付する際に別紙「無料利用券交付記録簿」を対象者の属する世帯ごとに作成するもの

とする。

(利用券の譲渡等の禁止)

第9条 対象者は、利用券を他の世帯に属する対象者に譲渡してはならない。

2 対象者は、利用券を複製してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める

。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(川崎市国民健康保険保健施設無料利用実施要領の廃止)

2 川崎市国民健康保険保健施設無料利用実施要領は、廃止する。

別紙（第8条関係）

無料利用券交付記録簿（ 年度）

| | | |
|---------|-------|-----------------|
| 被保険者証番号 | 世帯主氏名 | 名字の頭文字 (50音) |
| | | |

| 交付期間 | 交付した日 | 対象者数 (中学生以下を除く) | 交付枚数 上限20枚 (※1) | 受領印 ・サイン | 確認 |
|--------------|-------|--------------------|-----------------------|-------------|----|
| 分 (~ 月分) | 月 日 | 枚× 人 | | | |
| 分 (~ 月分) | 月 日 | 枚× 人 | | | |
| 分 (~ 月分) | 月 日 | 枚× 人 | | | |

※1 上半期分及び下半期分それぞれにおける世帯あたりの上限

(例：利用対象者が3人の場合、計算方法上は8枚×3人＝24枚だが、上限が20枚のため、
実際の交付枚数は20枚となる。)